

暮らしのお知らせ

閲覧できます

素案の公表と意見の募集

市では、次の計画についての素案を公表し、意見を募集します。

（市役所1階）、下総・大栄支所

計画(案)名と担当課	閲覧・意見の提出期間	提出・問い合わせ先・専用フォーム
男女共同参画計画 市民協働課 (市役所2階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1507 FAX24-1086 Eメールkyodo@city.narita.chiba.jp
国際文化会館再整備基本構想 文化国際課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1534 FAX22-4494 Eメールbunkoku@city.narita.chiba.jp
住生活基本計画 建築住宅課 (市役所5階)		
耐震改修促進計画 建築住宅課 (市役所5階)	1月15日(木) (必着)まで	〒286-8585 花崎町760 ☎20-1564 FAX24-4354 Eメールkenchiku@city.narita.chiba.jp
農業集落排水事業経営戦略 下水道課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1553 FAX24-4354 Eメールgesui@city.narita.chiba.jp
教育振興基本計画 教育総務課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1580 FAX24-4326 Eメールkyosomu@city.narita.chiba.jp
水道事業ビジョン 水道部業務課 (山口293-1)		〒286-0012 山口293-1 ☎22-0269 FAX22-6122 Eメールgyomu@city.narita.chiba.jp

布・フェルトなどの保温材で保護して下さい。もしも凍結した時は、直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけて解凍してください。

冬季の水道

保温材で凍結を防止

※くわしくは各問い合わせ先へ。
ホームページなどで掲載

X-Eメールのいずれかで各担当課へ。専用フォームからも提出できます

意見の提出方法＝閲覧場所にある

中央公民館
市立
図書館、もりんぴ
あこうづ、三里塚
コミュニティセンター
市ホームページ

また、破損した場合は、メール
ターボックス内のバルブを回して
水を止め、指定給水装置工事事業
者に連絡して修繕(有料)を依頼し
てください。

物・機械・運搬具・器具・備品などを、賃借料を支払う形で、賃借する事業主は、資産の多少にかかわらず2月20日時点でのことです。

償却資産とは、事業用の構築

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

水道の修繕は
成田支所(☎27-2232)へ。

の食扱いなどありますので注意してください。
水道料金の仕組みは、検針票の裏面や
市ホームページ。

危険な場所に注意

農業用施設

※くわしくは回課へ。

申告方法などの詳細は資料
産税課(☎ 20-155
14)または市ホー
ムページで確認して
きます。

までに償却資産申告書を提出してください。
eLTAXを利
用

42) <

水路や水門などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。
※くわしくは農政課(☎20-15)

関係図書を縦覧できます。

成田都市計画

成田赤十字病院地区の地区計画と用途地域の変更の決定を12月5日に告示しました。関係図書は都

市計画課(市役所5階)で縦覧できます。

※くわしくは同課(☎20-1560)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



11月16日(日)~30日(日)

- 16日 成田POPラン大会
18日 県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動
19日 市表彰式
23日 大栄ふるさとふれあいまつり議会運営委員会
26日 定例記者会見
成田商工会議所・成田市観光協会永年勤続優良従業員表彰式
28日 12月定例市議会開会(~12月17日)
全員協議会



定例市議会で(28日)

課(丁2286-8)

585 花崎町

760 Eメール

kyodo@city.n

arita.chiba.j

p)へ。男女共同

参画推進員は後

日、面接を行

ます。



男女共同参画
推進員

男女共同参画
推進懇話会委員

講座の企画・運営などに年10回程度参加できる人

募集人員=10人(応募者多数は選考)

任期=令和8年4月1日~9年3月31日

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

1507)へ。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

月31日

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

1533)へ。

住まい健康館、国際文化会館、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター

は、墓地の使用者に迷惑がかかります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が

有料で清掃を代行する制度があり

ます。代行を希望する人は、同組

合(☎36-2292)へ申し込んでください。

墓地を清掃せずに放置している墓地の使用者に迷惑がかかります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が

有料で清掃を代行する制度があり

ます。代行を希望する人は、同組

合(☎36-2292)へ申し込んでください。

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。

式場・和室の利用

所・本籍・保証人など)に変更があつた場合は速やかに手続きしてください。特に、住所変更があつた場合は納付書などの重要書類が届かなくなりますので注意しましょう。

届かなくなりますので注意します。

今月の納期限

1月5日(月)

- ①固定資産税(第3期)
②国民健康保険税(第6期)
③後期高齢者医療保険料(第6期)
④介護保険料(第6期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

墓地使用許可書の記載内容(住

所などが変わったら手続きを

